

第2回 県立都市公園のあり方検討会 明石公園部会 速記録

【開催概要】

日時	令和4年8月9日（火） 13:00～15:00
場所	複合型交流拠点ウイズあかし 学習室704
議事次第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 第1回における委員意見に対する対応</p> <p>(2) 自然環境保全について</p> <p>(3) 公園利用者へのヒアリングについて</p> <p>3 閉会</p>
会議資料	<p>出席者名簿</p> <p>配席図</p> <p>(資料1) スケジュール</p> <p>(資料2) 「第1回明石公園部会」における委員意見に対する対応</p> <p>(資料2-1) 部会で検討すべき論点【自然環境保全】</p> <p>(資料3-2) 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】</p> <p>(資料4) 公園利用者へのヒアリング参加申込み状況</p> <p>(参考資料1-1) 部会で検討すべき論点【活性化】(案)</p> <p>(参考資料1-2) 検討に当たっての基本的な考え方【活性化】(案)</p> <p>(村上委員提出資料)</p>

【出席者】

(1) 委員

氏名	所属・役職	備考
上町 あずさ	武庫川女子大学 教授	
高田 知紀	兵庫県立大学 准教授	部会長
嶽山 洋志	兵庫県立大学大学院 准教授	副部会長
村上 裕道	京都橘大学 教授	
岡田 十一	ボーイスカウト明石第2団 委員長	
河本 裕之	(一財)兵庫県高等学校野球連盟 理事兼明石球場主任	笠間龍夫委員 代理人
樫原 一法	(一社)明石観光協会 事務理事兼事務局長	
兼光 たか子	明石公園の自然に親しむ会 代表	
小林 禧樹	明石公園の自然を次世代につなぐ会 代表	
高橋 啓介	明石市 政策局長	泉房穂委員 代理人
溝渕 真史	加古川市建設部 次長	中務裕文委員 代理人

(2) 事務局

氏名	所属・役職	備考
西谷 一盛	まちづくり部長	
岡 誠	まちづくり部次長	
小山 達也	まちづくり部公園緑地課 副課長兼企画管理班長	
平田 昌義	まちづくり部公園緑地課 副課長兼整備班長	
大喜多 弘昌	まちづくり部公園緑地課 特定プロジェクト班長	
宮本 健一郎	東播磨県民局加古川土木事務所 明石街づくり対策室長	
竹川 英文	東播磨県民局加古川土木事務所 明石街づくり対策室 明石事業第2課長	

【議事】

1 開会

○事務局 大喜多

それでは定刻となりましたので、また、委員の皆様もお揃いでございますので、県立都市公園のあり方検討会第2回の明石公園部会の方を開会して参りたいと思います。本日は、ご多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。まずですね、はじめに、こちらの県立都市公園のあり方検討会明石公園部会でございますけれども、会議の方は公開で実施いたします。これは設置要綱第5条第7項に基づくものでございます。で、あの、こちらのですね、あり方検討会の方は、公共の公園のあり方を検討する場ということもございましてですね、より多くの皆様にも検討の様子をご覧いただきたいなと思っております、前回の明石公園部会でもご案内の通りですね、会議の様子を動画で公開することで進めさせていただこうと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

本日、こちらの明石公園部会の方の傍聴にご参加されている皆様へお願いいたします。入場の際に注意事項を紙で配布させていただいておりますけれども、ぜひ中身ご覧いただきまして、ご協力の方、よろしく願いいたします。また、報道関係の皆様へのご連絡でございます。会議終了後、こちらの会場で、部会委員による記者会見を実施させていただく予定でございますので、あらかじめご案内申し上げます。

続きまして資料の確認でございます。

【省略：配布資料の確認】

なお、参考資料1—1、1—2をお付けしておりますけれども、これは、あの、活性化のテーマに関しまして、現在、全体会の方ですね、検討中の内容をご参考までに配布するものでございます。これはですね、全体会の方の委員の方からですね、自然環境保全と活性化の議論がどうしても行ったり来たりする可能性もありますので、あの、まあご提案いただきまして、まだ確定していない未定稿の段階ではございますけれども、今こんな感じで検討しているということをご参考までに知っていただくために配布しているものでございますので、ご参考までにご覧いただければと思っております。

それからあの、村上委員の提出資料を1部お付けしております。はい、よろしいでしょうか。

それでは続きまして、出席者のご紹介をさせていただきます。

【省略：出席者の紹介】

続きまして定足数の確認でございます。定足数は委員の過半数ということが、要綱第5条第3項で決められてございます。委員定数11名に対し出席は11名、なお、要綱第5条第5項におきまして、部会長了承のもと代理人の出席により委員の出席とみなすというふうに規定されておりますので、ご参考までにご案内申し上げます。

それではですね、議事の方に入ってまいりますけれども、まず本日の会議の内容をご説明させていただきます。

[省略：議事の説明]

続きましてスケジュールの変更点につきまして、資料1を用いまして、ご連絡、ご案内させていただきます。

[省略：資料1の説明]

2 議事

○事務局 大喜多

それでは議事の方に入らせていただきたく、今後の議事につきましては、第5条第2項に基づきまして、議長、部会長、高田部会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○高田知紀部会長

高田です。よろしくお願いたします。

まず初めに、ちょっと、前回の一回目明石公園部会のことについて、部会長として、進行を担当している部会長として、ちょっと一点、皆さんにおわびをしておきたいと思います。

前回の部会の議事録を改めて拝見して、ちょっとですね、議論の場として安全性がきちんと保てていなかったなということ、進行する身としてはちょっと実感しました。それは、ちょっとここでおわびさせていただきたいと思います。

ここは、明石公園がよりよくなっていくために集まっている、皆さんに集まっていただいている。委員の皆さんもそうですし、事務局、関係機関、今日は、たくさんの方に傍聴に来ていただいて、ありがとうございます。傍聴に来ていただいている方も、明石公園をよくしていこうという思いで集まっていますので、その思いは、皆さん、一緒だというふうに思っています。

ただ、その中で、よりよい明石公園の具体的な姿というものをどういうふうに描いていくのかというところの議論を闘わす場であるので、この会議の中ではですね、特定の個人であったりとか組織であったりとかという、人に対する批判をする、あるいは誹謗中傷するような発言というのは、ほんとは、私が、きつくこの場でコントロールというか、制御してですね、皆さんで、本当に明石公園をよくしていくための建設的な議論をする場をつくっていきたいというふうに考えていますので、その点は、ちょっと、1回目の議事録を見て私は反省した次第なので、ちょっとここでおわびさせていただくと同時に、ここでは、ほんとに、皆さん、明石公園をよくするんだということ、そこに向けてですね、率直な、正直な意見というのをを出していきたい。

その中でも、やっぱり、誰かを批判したりとか非難するような発言というのはしないようにしてですね、明石公園のことを考えていく、そういう議論の場をつくりたいと思っていますので、ちょっと初めに、それを私のほうから一言言わせていただきたいと思います。

では、今日は、議事が3つございまして、意見、前回の意見に対する対応ということと、

自然環境保全について、ということ、あと、公園利用者へのヒアリングと、3つの議事で、それぞれ事務局のほうから説明していただいて、前回と同じように、委員の皆さんから質問とか御意見をいただきたい、そういう進め方でよろしいでしょうかね。

○委員 一同

はい。

(1) 第1回における委員意見に対する対応

○高田知紀部会長

では、早速、議事(1)からお願いいたします。

○事務局 小山

[省略：資料2の説明]

○高田知紀部会長

では、第1回における委員意見に対する対応について、委員の皆さんから御意見とか御質問とかコメントがございましたら。

小林委員、お願いします。

○小林禧樹委員

石垣より5メートル以内の樹木伐採が原則ということで、私のほうの説明がちょっとまずくて、全国的にそういうことがないという風にとれるような発言になったんですけど、実際の中身はですね、我々が調べた10ぐらいの、全国のお城を調べましたが、そうしたら、丸亀城では確かに5メートル以内の樹木を伐採するというのでやられているのは事実です。

しかし、それ以外ですね、兵庫でも竹田城とか洲本城とかがありますけれども、そういうところでは、いずれもですね、細かいあれは抜きにしますけれども、大体、石垣からほぼ2メートル以内の樹木を伐採しているというのがほとんどです。それは事実です。

で、私が言いたかったのは、そういう、恐らく、さらに調べてもですね、5メートルで切ったところというのはほとんど出てこない。たまたま丸亀城がそういう形で切っているという、そういう事例だけで、ほかの事例を調べたかどうかは知りませんが、そういうのは言ってみれば無視するような格好で、いかにも、お城では、城跡から5メートルの樹木を切るのが当たり前だというふうな、そういう論点で切られた。

それには、いろんな、委員さんのね、発言とか、そういう中での議論があったとは思いますが、私言いたかったのは、そういう、言ってみれば、あれだけの樹木、千何百本という樹木を切ってしまったわけですけども、その一番基になったのが、そういう丸亀城の事例を取り上げたというね、それを取り上げるにしても、もうちょっと、検討をね、どこ

までやったのか、それをやっていないんじゃないか、そういう検証を、だから、する必要があったんじゃないかと私は思って、ほかの、5メートル以内で切っているところはないというような発言になったんですけれども、私の言いたかったことはそういうことです。

ですから、文化財を守っていくということと、自然環境を守っていくということ、それをいかに両立させていくか、そういう観点、それには、ただ単なる思い込みとか、その自分たちの希望だけでなく、全国的にもどういう形でそれが行われているか、それをしっかりと押さえた上でやっていく必要があるんじゃないかというのが私の意見です。

○高田知紀部会長

小林委員、前回もね、部会の中でも発言していただきましたけど、この5メートルということに決まった根拠が、なかなか使っている側に共有されていなかったというのが、まず1つ大きな問題としてあるということを前回言っていました。

あとは、さきほど石垣と自然の共存ということで、じゃ、明石公園では、どういう根拠に基づいて、どの範囲を定義しないとイケないのかという議論をこれからやっていくべきでないかという御提案もいただいたかと思いますが、その辺りは、小林委員の発言は、事務局のほうでは、今補足していただいた趣旨というのは把握していただいていますかね。

○事務局 小山

いいですか。小林委員の御意見ですね。十分分かっているつもりでございます。何も、丸亀城が5メートルだからということで、ということだけで、5メートルということで決められたわけではなくて、委員の皆さん方のこれまでの議論の積み重ねの中でですね、5メートルというのが出てきてございます。

これにつきまして、今、このペーパーだけでは、1行だけで、5メートルというのがありますと書いていただけなんですけれども、今後、今日の村上先生のお話であるとかですね、5メートルと決めたときの根拠みたいなのはですね、しっかりと出させていたいただきたいと思っておりますし、その5メートルにつきましてでもですね、じゃ、どうなんだということについてですね、よく御議論いただくというのがこの場だと思っておりますので。はい。その辺りについては御理解いただければと思います。

○高田知紀部会長

では、ほか、いかがでしょうか。

嶽山委員、お願いします。

○嶽山洋志副部会長

今の小林先生のお話を含めてですね、前回の議論というのは、どちらかというと、結構、半分ぐらい、検証をもう1回ちゃんとやりましょうみたいな話だったような気がしています。

利用者の意識であったりだとか、あと、切る切らないの基準の話でも全部そうですね。

その検証をやる上でも、データをもう1回取り直したりとか、そういったところも必要なんじゃないかというふうなところで、議事録のほうにも一部、データ活用みたいな話もあったのかなというふうに認識をして、そういう検証は、僕も含めて、できればいいかなと思っていますけれども、さっきのスケジュールにちょっと戻りますけれども、スケジュールの中に、検証期間みたいなやつを設けて、例えば第5回とか、そういったところで、例えば僕とかのほうから、どういった結果だったかなみたいなところの報告をさせていただいたりとか、そんなことがちょっとあってもいいのかなというふうに思いました。

○高田知紀部会長

検証するときの、結果と、そのやり方みたいなところも共有してということで、前回の部会で意見が出ましたけど、そのあたりは、今の嶽山委員の御提案はいかがでしょうか、事務局として。

○事務局 小山

このスケジュールにつきましてもですね、必要があれば柔軟に変えていくというふうに考えております。今、現在、今日、資料1で示させていただいたものの中にもですね、調整中ということで10月に入っておりますとおり、ヒアリングが1回増えたことに伴いまして、1回増やさせていただくというふうな提案をさせていただいております。

ただいまの嶽山委員の御指摘あるいは御提案につきましてもですね、委員の皆様方ともよく日程調整をしながらですね、やらせていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○高田知紀部会長

では、ほかはいかがでしょうか。

前回のコメントへの対応については、よろしいですか。

○委員 一同

はい。

○高田知紀部会長

また、これに関連することもこの後の議事が出てくると思いますので、そのときにでも御発言いただけたらと思います。

(村上委員提出資料について)

○高田知紀部会長

では次に、議事(2)に進む前に、あれですかね。村上委員からの。

○村上裕道委員

はい。

○高田知紀部会長

前回、第1回もですね、泉委員から、明石市の取組についての資料を用意いただいて、ちょっとこの場で説明していただく時間を設けました。

で、今回もですね、村上委員のほうから、これまでの明石城跡の保存について少し話題提供をしたいという申し出が事前にございましたので、資料をつくっていただいて、事前に配付していただきました。

このことについて、議事(2)に移る前に村上委員からお話しいただきたいと思います。では、よろしく願いいたします。

○村上裕道委員

それでは、私のほうからですね、配付しております資料、「史跡明石城跡石垣の修理と歴史判断」という資料で説明させていただきたいと思います。

第1回の会議の席で、これまでのですね、長い歴史の中で、事実としていろんな積み上げが出てきておりますので、その事実をちょっと曲げてやっていこうとしても、無理なところが結構いろいろ出てまいりますので、そういうところをどう考えるかという意味を込めて、資料として提出させていただいている、というところがございます。

1ページを開けていただきたいと思います。

明石城のですね、石垣を考えると避けてはいけないことがあります。それは阪神淡路大震災なんです。全国でですね、あれほどの規模で、あれほどの状態に石垣が破損したというのは、これが初めてだったんですね。

見ていただいたらお分かりのとおり、天守台をはじめとしてですね、東西に地割れがずうっと出ていっているのが見えますでしょうか。これはですね、もともとの山をですね、高台にして使っていくということで、土木工事をするんですけども、そのときに、土をここへ運んできて置いているだけの話なんです。土を切っているんじゃないんですよ。積んでいるという話なんです。

積んでいるところというのは、100年たっても200年たっても土は固まらないです。地耐力というのがあって、物を乗せたときに、どれだけの反発をするかという、土の地耐力というのを測るんですが、ほとんどないという場所なんです。そういうことであるというのはまず覚えていただきたい。

それと同じ、桜堀側のですね、北側のほうを見ていただいたら、ここは余震でですね、壊

れ続けたんです。5メートル以上、中まで入っていきました。土が落ちていきました。私は、それを余震のときにずうっと見ておった、というところがございます。で、そういう場所の中で、被害を受けたところがですね、色をつけたところがずうっとある、ということがございます。

で、次のページを見ていただいたら。ページ数を入れてなくて申し訳ございません。桜堀側のところのですね、石垣の潰れている状況の写真を入れてございます。96年6月4日で、1年半後に工事をしている最中のものでございます。

見ていただきましたらお分かりのとおり、樹木の根はですね、垂直にはそんなに伸びておりません。上層部だけで終わっちゃうんです。で、横に入っていくというような形でございますので、石垣のですね、根っこを絡めてどうするというのは、上部の石垣ぐらいの話しかないはずなんです。

ということで、石垣の内側で生えている樹木の場合、そういうようなことにまでなっているというのは見ておいてほしいということで、根っこが石垣をですね、守る守らないとか、そういう議論は、事実として発生してないという確認だけはしておいていただきたい。

それから、次のページを見ていただきたいです。これは、震災直後、2週間から3週間後のときにですね、つくった、石垣の破損調査のカルテでございます。

これをつくったのは公園緑地課でございます。多分、課内にはこのデータはないと思いますが、私のほうに置いているところがございます。

で、問題はですね、破損の状況を5段階に分けたんです。5段階に分けて、Aは、崩れたところ、Bは、その場で余震か何かで潰れそうなところ、Cは、はらんだりしてですね、結構危ないね、と。大規模な余震が来たらまた落ちるぞというようなところがございます。Dは、比較的被害が少ない、Eは、大丈夫じゃないかなとある程度思えるところということで、5段階に分けたんです。

で、問題は、次のページを見ていただきたいんです。

7年1月の公園緑地課の資料を抜粋して私がまとめたものですが、被災の程度が大き過ぎて、それまでの文化財の修理ではですね、大体、マックス300平米パー年なんです。ところが5,600ぐらい壊れたということで、それをですね、どうやって直せばいいんやという話で議論していて、なおかつ、その当時、あの高台になっている石垣の部分は、史跡にも何にもなっていないんですよ。単に公園の石垣だったんです。

で、そうなるんですけどですね、文化財の費用を使って直せないということで、どうやって直せばいいかということで、最終的に、建設省のですね、ほうに行って、都市公園のほうで直していくという形で持っていった、というところございました。

で、そこでですね、精査する中で、ここは知っておいていただきたいんですが、A、Bは完璧に直したんです。Cの一部は、直せていない部分もあります。Dは、大部分は直せてません。Eは、もちろんノータッチです。

ということで、私の記憶ではですね、1,500、1,600平米はノータッチになっているんじゃ

ないかなということでございます。

で、建設省の関係で直すときにですね、もう1つ、私どもが当時のですね、建設省の担当官に言われたのは、こういう歴史的な石垣でございますねと。担当官はそれを分かった上で話されたんですが、そういうものをですね、単純な現代的な直し方をするということであれば、補助の対象に入れたくないと言われたんです。反対に言われたんです。

そのときに、文化財と同じようなレベルで直すならば、補助の対象にしますということと言われて、そして、やりましょうという形で直していったというのが当時の状況だったというふうに私自身は聞いております。

で、次のページを見ていただきたいんです。

で、一応、当時のですね、崩落した状況から、亀裂が入って、どんなふうになっていって、それから、解体していって、石垣を直すときのですね、状況を見ていただきたいんです。

ここで、大事なのは1点、覚えておいていただきたいのは、あの高石垣の周囲は明石市民の散歩道なんです。で、冬場の5時46分だったから助かったんです。これが、夏場とか春とか、あと1時間遅かったりしたら、本当に危なかったんです。それで本当に私たちは助かったという思いは、この状況を見て思ったということは記憶しておいていただきたい。

あと、もう1点は、解体の状況なんです。相当にね、土を取らされるんです。根切りというときに、土木の関係の規則でございますので、かなり切られるんです。

その状況の詳細を見せたのが次のページになっております。大体5、6メートルぐらいは取られてしまってるんです。

なぜか。明石城の石垣が高いからなんです。全国的に見ても高いからなんです。10メートルを超えるような高石垣が、東西に300メートル以上もあるような石垣というものを持っている城というのは、ほとんど全国にないんです。だから、よそにないのは当たり前のことなんです。

で、実際にこれだけ取らないとしょうがないんです。積み替えをするときに、こういうふうになっていっていくわけです。だから、直したところには、周囲5メートルぐらいのところには樹木はもうないという話になっております。

で、次のページを見ていただきたいと思います。

城の石垣というのは、正面から見えるのを1にすると、奥行きが2あるんです。大体50、60センチの石垣が見えます。ということは、奥行きに1.2メートルぐらいの石垣があるわけなんです。

その後ろに砂利の層があるんですよ。裏込め石という層があって、これを入れておかないと、お城の上のですね、排水ができないんです。これを入れて排水をして、石垣がはらんで、バーンと外に飛び出ないようにやっているんです。この層があって、大体2メートルぐらい、こういう砂利と石垣の層なんです。

ここに木を植えるというのは、基本的に、木にかわいそうなことをするという話になりません。

なおかつですね、右下のところを見ていただいたらお分かりのとおり、石垣の補強をしたりとか、いろんなことをしていかないといけないとなれば、相当に、その場所です、樹木を育てていくということ自体が、樹木にとってどういうことなんだろうというような状態に追い込まれるということなんです。

で、5メートルという話をしたときにですね、私たちのニュアンスは、そこはかなりひどく石垣がですね、壊れている箇所もあるので、積み直しをしたりとか、いろんなことをするときには、そこに大事な木があると支障を来してしまうので、移植がですね、無理になるような前の段階に移すか、何らかのことをされておいたほうが、将来にとっていいんじゃないですかというような意味を込めて、その間のものはどうするか考えてくださいねという話をしていて、という言い方なんです。

だから、即座に伐採しろなんていうのは、委員会の意見としてはいいはずなんです。支障を来すというようなイメージで、そういうことを言っていたというふうに理解しておいていただきたいということでございます。

それから、次のページを見てください。

隅櫓がでございます。隅櫓をですね、修理するときには、震災直後にはですね、普通は傷んだ櫓をですね、ばらばらに解体して、その後、石垣を積み直すという作業をするのが普通なんです。ところが、この隅櫓にはですね、皆様の思いがあるということで、わざわざ、内側にですね、隅櫓を曳屋したんです。そして、石垣を直した後、隅櫓を戻すという作業をさせてもらいました。

それはなにかというところでですね、次のまた話になりますので、ちょっとお待ちください。

それじゃ、次のページを見ていただきたい。これは、石垣の修理箇所図でございます。

で、赤いところとかは、建設省のお金で直しております。で、緑色のところは、文化庁のお金で直しております。建設省と文化庁がですね、同じ現場で、同じ設計者で、同じ修理委員会で直したというのは、多分これが初めてだと思います。

で、それだけですね、指定にもなっていないのに、ほんとに助けてもらったというのが私の思いでございましたし、それによって、あの高石垣が守られたということでございます。

それと、先ほど言いましたように、大体、文化財の修理現場では300平米が1年間でマックスの工事でございます。それをですね、2年ほどで4,000平米直すということはどういうことかというのを御理解していただきたいんです。

つまり、全国の城石垣の修理を全部ストップしてくれたんですよ。で、職人さんも全部こちらに送ってくださったんです。みんながです。それで直してきているということでございますので、出合い丁場で11か所、12か所を一挙にやったというような工事で、やっとなら、この大変なですね、石垣の面積を修理することができたということでございます。

次のページを見ていただきたいんです。

で、修理から25年たったときの状況で、21年のですね、2月頃に個人的に写真を撮りに行かせてもらいました。これがですね、先ほど言った、東西に300メートルのですね、豪壮な

石垣のところがございますが、次のページを見ていただいたら、石垣を積み直しているところと、積み直していないところで、結構、はらみがあったりだとか、石がぐにゃっと、こう模様として曲がっているように見えるところがあると思います。この辺りはですね、どう考えても、全体の修理がですね、完璧にできておりませんので、そういうものが残っているというふうなところがございます。

で、次にですね、それらを見た上でですね、明石城跡の歴史をもう1度見直していただきたいというところがございます。

明治の6年にですね、廃城令が出まして、明石城は、廃城、取壊しということが決まりました。その後ですね、1881年のですね、東京日日新聞なんかではですね、内外の方がですね、遊覧に来るものも多いというようなことがですね、ページの右側にありますように、1番の、英人の出願で公園に拝借したいというような話もあったということがございましたが、それよりも一番大事なのは、2番目のところでですね、取壊し問題で官庁の食言に憤慨ということで、地元ですね、旧藩士の方がですね、隅櫓だけが残っているような状態になったときに、先ほど言いましたように、隅櫓だけが残っていた状態のときに、それを残してくれということを県庁のほうに言っていたらしいんですが、県のほうは、それを学校ですね、施設用の木材として払下げをしようというようなことですね、紛糾していった、3番のような状態になっていったというようなことをたどれる、というところがございます。

ただ、その後ですね、この明石城跡が、ほんとに、全国の都市公園の中でもですね、際立って違いを見せたというのは、民間の方が、旧士族が中心になってですね、払下げを受けて遊園地化しようというふうに最初もくろまれます。その後ですね、1883年にですね、民営の公園として開設を許可されるという形になりました。

しかし、ここで覚えておいていただきたいのは、その当時は、旧士族の方が、隅櫓の保存の目的のため、遊園地化を手段とされたというふうに感じられるところがあるということでございます。

しかし、その後、明治22年の1889年にですね、明石公園保存会が発足するんです。その理由は、維持修理のですね、関係で苦慮されてですね、保存会を設立して、もう少し大きくする中でですね、維持していこうということを考えられたようでございます。

で、その保存会規則の第1条を読むとですね、明石公園を修理し、その風景を壮観ならしめ、城址を長く後世に伝えんとするということですね、その旧藩の方のですね、隅櫓の保存というような考え方から、公園としての利用志向にですね、転換されていくんですよ。

我々は、民営化の話のところもですね、前半と後半で考え方を変えてこないといけないんです。この22年以降のときはですね、明石郡庁をはじめですね、明石郡や郡内町村のですね、代表者四百数十人がですね連名でされて、私財をですね、使ってですね、その利子、利息等でですね、維持していこうというようなことをされたということなんです。

それをですね、現代に置き換えて、私たちは常に見ておくべきだというふうに私は感じておるんです。現在でも、同じようにですね、ボランティアの方が私財をなげうってですね、

いろんな形でされておりますよね。そういうような思いというのが、やっぱり、いつの時代でもあってほしいと思うのが健全な社会だと私は思っておりますので、そうなったときにはですね、その時々都合によって、そういう努力をですね、尊重せずに否定したりとか、やっていると、何が起きるかということだけはですね、歴史を学んでいる私としてですね、お伝えしておきたいという思いでございました。

そして、最後のページを見ていただきたいということでございます。

この地図を見るとですね、史跡の指定をしているところを見ると、あれっと思うのが全国の方々の印象なんです。それは、スポーツ施設のところだけ史跡地から外しているんです。

で、この意味をお伝えしておきますが、そのときに、文化庁の担当官と、それから公園を管理する方々と、みんなで一緒になって相談したときに、当時の文化財保護法の扱いが非常に厳しかったもので、ここまで史跡に全部入れてしまうと、競技施設等ですね、ふだん使いがですね、非常に支障を起こす可能性があるということで、わざわざ外したということなんです。

こういうことをしている事例は、多分、全国のですね、城郭地のですね、施設ではあり得ないことでございます。ただし、その裏にはですね、不文律としてですね、ここに残っている遺構は尊重しようという話はお互いにさせてもらっておりますので、その不文律の話というのは、明文化したもの以上に私は重要だと、信義則に反することはできないと思っておりますので、その点もですね、配慮していただきたいと思いますということでございます。

以上でございます。

○高田知紀部会長

村上委員の話題提供ということで、委員の皆さんから質問とかコメントがございましたら、今のお話の中で、いかがでしょうか。

高橋委員、お願いいたします。

○高橋啓介委員

すいません。代理です。ちょっと教えていただきたいんですが。

史跡の重要性というのは、今、先生に教えていただいたかと思うんですが、それと、陸上競技場ですとか野球場の整備との関係で、何ができて、何ができないのかというところは、何かはっきりと線引き的なものはあるんでしょうか。

○村上裕道委員

前回にも説明させていただいたんですが、遺構面というのがありましてね、あそこは居屋敷と言って、上にあった御殿を下に置いて、そこで生活するようになったんですが、そのときですね、遺構が下にまだ残っているんですね。それを壊さないようにしていただきたいというだけなんですね。はい。

今使っているものは、やっぱり、きちっと使えるようにリノベーションしながら、ずっとこう耐用年数を延ばしていく、これは当たり前のことですので、それはそのまま使っていたきたいという思いがありますが、遺構を壊すということをする、史跡として、いざそこに御殿を再現しようとかですね、いろんなことを考えたときに、図面はあるんだけど、現地にその証拠がないという話になりますので。そうすると、未来の方に支障を与えることになる可能性がありますので、それだけは避けたいという思いです。

○高田知紀部会長

今の高橋委員の質問を聞くと、現状の競技場とか球技場をメンテナンスしながら使い続けるということは全然問題なくて、大きくあれを取り壊して、もう1回新しく建築するとき、そういう、埋まっているものが壊れる、壊さないというところが問題として出てくるといいますかね。

○村上裕道委員

建物、上部の構造を建て直すとか、そういう発想は一切ないんですよ。だから、その地面の下に遺構が残っているので、それだけを潰さないようにしてほしいと言っているだけなんです。だから、それ以外のことは、別に、みんな、そこのお互いに相談しながらやっていきましょうと言っているだけなんです。困るという話は一切言っていないというふうに理解していただければと思います。

○高田知紀部会長

高橋委員、よろしいですか。

○高橋啓介委員

すいません。ありがとうございました。

そうしましたら、観客席をどうするかというような辺りについては、関係ないといえますか、ですし、行く行く、球技場、競技場なりを廃止して、新たに掘り起こして、それを再現するとかという話にならない限りは、野球場と陸上競技場を整備することについては支障がないということで、よろしいのでしょうか。

○村上裕道委員

はい。そうです。こちらとしては、そういうふうに保存管理計画にも書いておりますし、問題ないということになると思います。

○高田知紀部会長

よろしいですか。

○高橋啓介委員

はい。

○高田知紀部会長

事務局は何か。ほかに、委員の皆さんから質問とかコメントがございましたら。いかがでしょうか。

じゃあ私から1つ。やはり、石垣のリスクについてですね、阪神淡路大震災の影響で直したところと、現状、結構な箇所では、はらみとか、次、おそらく近畿だと大きな地震として南海トラフが想定されているんですけども、今の調査の状況とか現状を見ると、南海トラフが来たらもたない箇所というのはかなりの数あるということですか。

○村上裕道委員

そこについては、私が明言はできません。

ただし、その今、さっき写真で、2021年2月に見に行っていますでしょ。大体、自分たち25年ぐらいでどうなっているかなということで、個人的には見に行っているんですよ。で、個人的に見に行くと、ほとんど変わっていないというのは見えます。ただし、それは、あくまでも平常時のことですので、当然、耐震性能があるかないかというのは、地震が起きたときに大丈夫かどうかというものですので、全く見方が違いますから、その辺は、安全性能をどう考えるかというのは、個人の考え方でやるのはやっぱりまずくて、調査しながら、どうだという答えを出して対応するということをしていかないと。

○高田知紀部会長

耐震の対策というのは、いろんなところで重要だと思うんですけど、その辺は、事務局もまだ、どのエリアが、どれぐらいの震度まで耐え得るか耐えられないかというような情報は精査していないということでよろしいですかね。情報としては、これからやっていくという感じですか。

○事務局 西谷

やるかやらないかも含めて。

○高田知紀部会長

ああ、まあ、そうですね。ここで議論して。まあ、現状は、今そういう情報は集約していないということでもよろしいですね。

○事務局 西谷

それはないです。ただ、修理していない箇所が残っているという事実だけはあると思います。

○高田知紀部会長

はい。その辺りも、もし必要だったら、これからこのあり方検討会で議論して、必要であればやっていくということですね。

ふだん利用されていて、どうですかね。小林委員とか兼光委員が、ここは危なそうだなという石垣の場所とかって、利用されていて実感する場所ってあったりしますか。

○兼光たか子委員

利用できないというか、立ち入りが。

○高田知紀部会長

現状、危なそうなところは、もう立入禁止。

○兼光たか子委員

立入禁止になっております。

それと、石垣の上に、大きな木が、ドングリがなる木があったのに、伐採されているというのはどういうことなんですか。何年もたって、石垣の上に、鳥が種をまいて、それが大きくなっているのに。

で、木が根を張っていないから伐採されたという意見があったと思うんですけど、石垣の上に。その木が伐採されているというのは、根が張っていなかったからですか、伐採されたというのは。

○高田知紀部会長

石垣の上に大きなドングリの木がなっていて、それが育っていたのが、今切られてしまっているということ。

○兼光たか子委員

そうです、はい。

○高田知紀部会長

その木が切られた理由というのは何なのかということですね。

○兼光たか子委員

根が張っていなかったからということをお聞きしたんですけど。

それだけ大きくなっているということは、ちゃんと根が張っていたということだと思います。

○高田知紀部会長

それは、ちょっと具体的な箇所が私も今分からないんですけど、事務局のほうで分かりますかね。

○小林禧樹委員

5メートル以内。

○高田知紀部会長

ああ、じゃあ、今言っていた5メートル以内というところで、軒並み切られちゃっているから、ほんとにそれは切る必要があったのかというのが兼光委員の意見ですね。

○兼光たか子委員

はい。

○高田知紀部会長

そこは、ちょっとあれですね、そこは前回の部会でも議論になって、初めの小林委員の御指摘でもそうだったんですけども、5メートル以内で一律、全部切るのがいいのかどうか、もっと違うやり方があるんじゃないか。この木は残して、この木は切るというようなことを個別にやっていく必要が私はあると思っていて、それは前回の部会でもちょっと私から事務局にもお願いしたところであります。

で、その辺りは、今後のその具体的な管理の方法とかを議論する中で、その木の選び方とか、剪定、伐採の仕方というのは、ここで提案して議論していくという感じですかね。

○事務局 小山

この後ですね、全体会のほうから、いろんな、樹木の伐採であるとかですね、管理の方法についての論点というのが示されてございます。この後、説明させていただきますが、その中で、ルールづくりであるとか、元々、この木はどういう位置づけであるかということをもっと最初に決めておきましょうとか、こういったことについて御議論を皆さんでしていただきたい、こう思っております。

○兼光たか子委員

樹木伐採ありきで今から考えていくということでしょうか。

○高田知紀部会長

それについて、事務局から。

○事務局 小山

樹木管理という中にはですね、もちろん伐採もございますが、剪定もありますし、樹木を守っていくというのも含めて御議論いただきたいというふうに思っております。

○兼光たか子委員

自然界には、植物って大事な部分なんですけど、分かっておられますか。樹木というのは植物の仲間、貴重なものだということをお考えになっておりますか。

○高田知紀部会長

兼光委員、ちょっと補足すると、今、事務局のほうでお答えいただいたのは、樹木管理というのは、必ずしも木を全部バサバサ切ることではないですよ、必要ならば剪定するし。

ただ、さっきの石垣のリスクも含めたら、どうしても切らないといけない木というのがこれから出てくるかもしれない。まあ、出てくるでしょうということなんですね。

で、その木で、石垣が崩れてもいいのかどうかというと、そうでもないし、かといって、木をバサバサ切ってもいいかかというと、そうでもないし、じゃ、どの木をどういうふうに管理していくのか。剪定なのか。

で、さっき村上委員が言ったように、移植できるんだったら、生きた状態で違うところに持って行ってあげよう、そうすると、石垣も工事できるし、木も守れる、そういういろんなやり方があると思うんで、そういう具体的なやり方をこれからちょっとここで提案してですね、その具体的な管理の仕方もこれから実行に移していこうというのが、今の事務局の答えだったかなと思います。

兼光委員が、すごく木を切られたことに対して懸念を抱かれているというのは分かるし、私たちもすごく実感していますし。

ちょっと、別に代弁するわけじゃないけど、事務局もかなり反省しているんです。反省しています、めっちゃ。だから、これから、何も言わずにバサバサ切ることはないように、ちゃんと、少なくとも、みんなで議論して決めて管理をしていこうのが、このあり方検討会です。そこは、私、部会長の責任でちゃんとやります。

○兼光たか子委員

理解できました。ありがとうございます。

○小林禧樹委員

今の、樹木なり植物のね、その個性をやっぱり理解する、石垣にも個性があるとしたらね、いろんな歴史があるとしたら、石垣の個性、歴史を考えながら、その上に生えてきた植物、樹木、その個性も考えて、それをいかにして共存させていくかというね、そういう立場でもって我々は考えていく必要があると私は思います。

○高田知紀部会長

今の小林委員の意見、同じという感じですか、事務局も。

○事務局 小山

我々もそう考えておりますし、このあり方検討の全体会のほうでもですね、そういうお考えの下に、今日この後お示しさせていただきます論点あるいは考え方、基本的な考え方というのが示されておりますので、この後、御議論させていただければと思います。思いは私どもも小林委員と同じだと思っております。

○高田知紀部会長

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

○委員 一同

はい。

○高田知紀部会長

また、この件についても、後半の議論で関連する部分も出てくるかと思っておりますので、そちらでも、お気づきのことがあったら、御発言いただけたらと思います。

(2) 自然環境保全について

○高田知紀部会長

では、議事(2)に移りたいと思います。

自然環境保全について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 小山

[省略：資料3-1、資料3-2の説明]

○高田知紀部会長

では、議事(2)の自然環境保全に関する事務局からの説明について、コメントとか質問、御意見がございましたら、委員の皆さん、お願いいたします。

村上委員、お願いします。

○村上裕道委員

史跡地の樹木管理で、ほかのところもいろいろとこれまで検討してきたことがございまして、そこで毎回のごとく頭を悩ませるのが外来種の存在でございます。

例えば、姫路城もですね、樹木管理をどうしようという話をしているときにですね、お城の北側のところで、外来種の本数が1,000本以上、実際に数えるとございました。で、その辺はですね、我々、建物を管理する、史跡を管理する側として、外来種と在来種の扱いをどうするんだということで、反対にお聞きして、樹木の専門の方々にですね、どう考えるかということをしてですね、判断願おうというようなことをしてきたことがございます。

その結構厳しいというか、難しい話で、外来種のほうが繁茂しやすいようなものが結構ございまして、それを放置すると、ほとんどが外来種になってしまうとかとかいうようなことがあれば、伐採をかなり積極的にやらないといけないとか、いろいろあるはずなんですよね。

その辺がですね、一律に伐採は嫌だというような話の仕方をするのか、どうするのかというのは、自然の流れの中でどう考えるかというのは、我々が教えてもらわないといけないなあといつも感じているところでございますが、その部分についての言及がなかったものですから、将来これを実際にやっていこうとしたら、その辺が結構厳しい話になりますので、前もってちょっとお考え願いたいというふうに思います。

○高田知紀部会長

個々のね、木の問題と、じゃ、ちょっとあれですね、生態、今、あの木1個1個を切るか切らないかという議論と、全体としての生態系をどう適切に維持していくのかという問題とがあつて。

小林委員、兼光委員、明石公園で活動されていて、今、村上委員がおっしゃったような外来種の問題とか、外来植物とか動物に関してもそうですけど、何か考えておられることとか、感じておられることがあつたら、御意見をいただきたいんですが。

小林委員、いかがでしょうか。

○小林禧樹委員

明石公園に関しては、もちろん、外来種、あるいは植えたものね、その辺の区別とか、いろいろあるんですけどね、そこそこ、結構、場所によって植えた場所があるので。

ただ、それが、例えば、もともと、本来の自然にあつたようなところにそれが逃げ出すとか、持って行って、そこにもともとあつた自然に入り込んで行って、そこを変えてしま

うようなことをしたら、そこで問題が起きてくるわけですね。

今、私のつかんでいる範囲では、植えたものとかというのは当然ずうっとありますけどね、場合によっては、いろいろ札とか何かをつけて、植えた場合にはちゃんとそれを管理する必要が当然あるわけですが、それがされていかないだけでなく、そこからさらに伸びていった場合に、なかなか管理できないということが起きたりしてくるわけですが、まあ、これまでの範囲で、我々が調べた範囲では、それが問題化しているような樹木であるとか、外来のね、あるいはそういう場所というのは、今のところは感じていません。

ただ、将来的に、それがどういう形で広がっていくかとかということは、それはもちろん、公園を管理する側もそうだし、公園を利用している人、いろんな市民もね、そういうことにいろいろ関心を持って、これはちょっと、もともとここになかったものがこんなところにもあるよというふうなことで、それをいろんな形でお互いが関知して、また、いろんな問題を出し合ったりとか、協議する場でそれを議論するみたいなことをしていく必要はあると思いますけれども、今のところ、取り立てて、すぐにこうしなきゃならんというのは私は認識していません。

○高田知紀部会長

兼光委員、いかがでしょうか。

○兼光たか子委員

木を伐採されたために、太陽の光がきちんと受けているところには、今まで眠っていた外来種とか植物がいっぱい生えてきています。こんなところになかったのが、こんなところにあるよというのが多々あります。で、木を伐採されたために、木を切るので、草刈りが大変になっていると思います、今のところは。

○高田知紀部会長

木、切って草地の環境になったところには、割と早く強い外来種が入ってくるという状況もあるので、小林委員がおっしゃったみたいに、やっぱり、外来種とか、ちょっと外から持ってきた木があったとしても、ちゃんとそれが管理できて、ほかのもともとそこにあったような植物に致命的な影響を及ぼさないという状態で管理できるかというのが1つポイントとしてあるのかなというふうに思いました。

ただ、それが管理できなくなって、何か、周りの生態系に深刻なダメージを与えるとなったときには、影響を与えている側の植物をどういうふうに、駆除なのか、違う管理の仕方をするのかというところを議論しないといけないということです。

現状では、取り立てて、そんなに深刻な状況には、明石公園の中にはないということですが、やっぱり、それをモニタリングして、管理者側も利用者側もそれをちゃんとチェックして管理する体制が必要だということでしょうね。

○小林禧樹委員

分かりやすい植物で言えばセイヨウタンポポね、これはもちろん明石公園にあります。ところが、もともと、やっぱり、カンサイタンポポといいますか、日本のタンポポね、それともともと明石公園は多いところなんで、確かに、園地の、人がいっぱい出入りしているようなね、一番下の辺りでは、園地の辺りでは、外来のものが結構増えている。道端なんかも、セイヨウタンポポがかなりあって、上に1つ1段上がるとまだまだ在来のカンサイタンポポがあるという形で、うまく共存を今のところはしています。

ただ、これがさらにいろんな形で、人があれだけ、何万という人が動いていくと、そういうことがずっと日常的に行われているわけで、毎日いろんなものが、外来種の種が人間の入ってくる足で運ばれる、そういうことも、いろんなレベルで、市民の観察でもってするのも大事だし、実際どのぐらい外来種が増えておるんかというようなことを、定期的に、年に1回とか2年に1回とか、そういう調査も例えばするような、ある機関をつくって、そういうところでもってそういうものを調査する、そういうこともこれからは必要になってくるかなとは思っています。

ただ、今緊急に何かの駆除をしなきゃいかんというようなレベルにはまだなっていないのかなと私は思っています。ただ、この数十年、40年ほど前からずっと明石公園を歩いていますけども、確かに、ちょっとセイヨウタンポポも増えてきているし、そういうことは徐々に増えているかなという気はしています。

○高田知紀部会長

嶽山委員、お願いします。

○嶽山洋志副部会長

今、小林先生がおっしゃっていたとおりで、モニタリングが非常に大事だということで、1つ、この明石公園がすごいなと思っているところは、明石高校の方々がかなりモニタリングをされていらっしゃるって、市民参加型のデジタル図鑑というか、そういうものもつくられていて、かなり、500種ぐらい既にアップされていたりとか、そういう市民のチェック機能というのが、いろんな自然観察系の団体さんがいらっしゃるんで、そこがかなり機能しているなあというふうに思っています。

外来種の中でも、お行儀の悪い外来種、お行儀のいい外来種がいて、お行儀の悪い外来種は今のところいないだろうというふうに思うので、専門的な調査というのを何年かに1回ぐらい入れていくというのをできれば、もう十分じゃないかなというふうに思います。

もう1つ、今おっしゃった話で、外来種の中でも、今の話、草地の話で、ずっと樹木管理の話をしているんですけども、樹木を伐採すると外来の草地が入ってくるというような話で、その辺りの樹木管理なんですけれども、議論としては樹木管理の話なんですけれども、いろいろ観察をしたりだとか、樹木だけじゃなくて、草地管理のあり方みたいなのところも含

めて、やっぱり考えていかないといけないのかなあというふうなことは少し思ったところ
であります。

○高田知紀部会長

今の管理とモニタリングの議論について、何か、事務局では。

これから議論していくことでしょうか、私も、今、嶽山委員の御発言を聞いて、思ったん
ですけども、管理を管理者が粛々としてしていくというよりも、やっぱり、使っている人、
利用者と使うことが管理につながっていくというような仕組み、例えば今の嶽山委員の話
のように、高校生が学習しながら管理をしていくというような、そういう体制も、これから
非常に、明石公園を考えていくときには大切かなという気がしました。

ほかはいかがでしょうか。高橋委員、お願いします。

○高橋啓介委員

すいません。全体的なところでの確認になるんですけども、今回、ゾーニングですとか、
合意形成、情報発信のルールということで挙げていただいているんですけど、これを決める
のは、これから何回か段階を踏んでいくということによろしいんですか。

今回が第2回で、次の第3回が施設のヒアリングで、第4回が自然関係のヒアリングで、ひ
よっとしましたら、自然のほうはもう1回ぐらいヒアリングになるのかなというところと、
冒頭に副部会長がおっしゃられていました検証のほうを踏まえませんと、この辺のルール
のところも見えてこないのかなあとは思いますが。その辺りの確認だけ、すいません。

○高田知紀部会長

事務局、お願いします。

○事務局 小山

おっしゃるとおりでございます。次回のヒアリング等、次回、次々回のヒアリング等も踏
まえて、幅広い意見なんかを踏まえながら、委員の皆さん方に御議論いただきたい、こ
ういうことで考えております。

○高田知紀部会長

高橋委員の今の御意見について、私からもちょっとコメントというか、ここで議論して、
この計画が決まったから、後はこの計画を実行していただくということではないと思うん
です。

やっぱり、利用者と管理者、いろんな人たちが相互に常にコミュニケーションを取りなが
ら、明石公園をモニタリングして、使って、じゃあこういうふうな将来像を描いて実行して
いこうという、すごく、行ったり来たりにはなるんですけども、日常のコミュニケーショ

ンの場が非常に重要だと私も思っていますので、それと絡めて、合意形成のルールということと、場という言葉の2つが資料には上がっていますが、私は、すごく場のほうが大事だと思っていて、明石公園では、現状、管理運営協議会のような、利用者、管理者、いろんな人たちが日常的にコミュニケーションを図って、公園のあり方を議論するような場がないということで、それがあって、ルールだと思うんですね。ルールをつくったから、これに基づいてやりますということではないと思うので、明石公園で、利用者、管理者、いろんな人たちが対話できるような場を、これは、もうほんとに早めに、どういうデザインをしていくのかという議論は始めてもいいんじゃないかなというふうに思いました。

ほかはいかがでしょうか。嶽山委員、お願いします。

○嶽山洋志副部長

先ほどの兼光さんの御意見ともちょっと関連しますが、やっぱり、みどりも、みどりも文化財であるというか、文化のみどり、歴史のみどりというのがあって、その文化財、施設の文化財とのせめぎ合いというのが、1つ、明石公園の論点でもあり、魅力なのかなというふうにも感じてるところだったりします。

で、やっぱり、これ、1本1本見ていくと、ゾーンで整理できない部分というのはどうしても出てくるかなあというようなことを思って、ゾーンの中に、1本1本、そういう歴史のみどりみたいな単木が入ってくるイメージ、あるいは、環境学習でも、この木にめぐっていったりだとか、プレイパークやってる団体、たしかあったと思うんですけど、プレイパークを僕もやっているんですけど、やっぱり、木登りをしやすい木、クスノキ科の植物とかの巨樹とかですね。非常に魅力的に映ったりするということもあったりとかして、ちょっと何か、そういう単木みたいなものもやっぱりゾーニングの中に出てくるのかなあということは思います。

それは、いろいろ実際に活動している人へのヒアリングの中であったりだとか、そういったところで多分浮かび上がってくるのかなと思うので、その辺りはちょっと意識しながら、ゾーニングのデザインはやっていく必要があるかなというふうに思いました。

○高田知紀部長

事務局、お願いします。

○事務局 小山

嶽山委員がおっしゃるとおりですね、個々の樹木についてどう考えるかというのは、すごく重要な視点だと我々としても考えさせていただいています。

ただ、このゾーニングというのはですね、事前に、この地域にある樹木がどういう考え方になっているのか、将来どういうふうに考えるのかということとをまず相互理解をしておきましょうというのが、ゾーニングの考え方でございます。

個々の樹木についてどうするかにつきましてはですね、その後の協議の場、そして合意のルール形成というところで御説明をさせていただきましたけれども、そこを切ると、あるいはそこを剪定すると、あるいはそこを保護すると、なったときに、管理運営協議会、または、情報提供をした後の利用者の皆さんからの御意見を踏まえながらですね、実際、切ろうと思っただけでも、こういう木であれば残しましょうということをそこで検討するということになります。

したがって、最初、お互いに、こういうところだから、それはやっぱり施設に影響を与えるやつは何とかならないといけないよねと。というのは、野球場の真ん中に木が生えてきたら切りますよね。そういう場所ですよというのをお互いに合意をしておくというゾーニングと、個々の木をどうするかという場の設定、ルールの設定というのを2段階で考えさせていただきたいというのがこの提案でございます。

○高田知紀部会長

嶽山委員、よろしいでしょうか。

○嶽山洋志副部会長

よく分かりました。

多分、利用者目線というか、使っている方々の、今、ちょっと、ゾーニングと聞いたときに、言葉のイメージから受ける印象として、今後のあり方の話だと思うんですけども、それが何となく、何というんでしょうね、管理者のマニュアルというか、そんな印象に捉えられるようなところもあったりして、今後、この公園をどうやって使っていこうとか、市民の方々がどうやって使っていこうかというふうなところの視点を足したゾーニングみたいなところのイメージも、入っているようで、いないのかなみたいなところとかが、すごく、ゾーニングと聞くと、結構、未来を語っているようで、だから、環境学習をやっている人たちも、今ここのルートを通っているんだけど、こっちも行けるよね、切り株がちょっとあれなんですけど、切り株ができたことによって、年輪をちゃんと観察できるとか、そういう機会も増えてきたりする、そうすると、こっちのゾーニングも、これから何かそういう活動に使えるかなみたいなことで、未来のゾーニングみたいなことでもなさそうな感じで、今、現状の樹木管理のゾーニングという、その辺の仕分けは一応持っておいたほうがいいのかという気がちょっとしました。

○高田知紀部会長

事務局、お願いします。

○事務局 小山

おっしゃるとおり、未来を語るとですね、これは、今の段階でセットする、あるいは、お

互いに合意、お互いというか、利用者と管理者側で合意をするというのは非常に難しいと思います。

今、我々、この提案の中でやろうとさせていただいていますのは、現状の使い方からゾーニングをしましょうと。で、これを変えるときには、さっきのルールの中で、特別な維持管理ということで、用途変更をする場合については、その際に皆さん方と1個1個議論をしていきましょうと、合意をしていきましょうというふうに考えております。

したがって、答えとしましては、今、現状でゾーニングをするということでございます。未来は、未来の必要なときに個々に合意を形成していくということでございます。

○高田知紀部会長

嶽山委員、よろしいでしょうか。

○嶽山洋志副部会長

はい。

○高田知紀部会長

そうですね、今の議論とも関連するので、5ページの方にですね、これは、県立都市公園のあり方検討会という全体会から下りてきた考え方というか、施設ゾーンと、みどりのところでも、利用、保全、保護ということで、さっきの外来種の議論なんかは、やっぱり、保護ゾーンをどう設定していくのか、侵されてはいけないようなエリアというのをちゃんとどうプロテクトしていくのかというところで、こういう考え方のゾーンも必要になってくるかと思うんですが、このゾーンの考え方も、全体会では、一応、枠組みとしてこうあるけれども、明石公園でもうちょっとこういう視点を入れたほうがいいんじゃないかというのであれば、そういうことを入れて実践していくということですかね。

この辺りはいかがでしょうか。ゾーンの考え方とか、もう1つ、ゾーンを変えるときには、こういう場で議論して変えていきますよというようなことも、今、事務局から提案しましたけど、これから未来にかけて、このゾーンが決まったものから、どんどん有機的に変わっていくというところは、ちょっと今の資料だと分かりづらいようなところもあるかなと私も思ったんですけども、ルールをみんなで議論して変えていくというのが、どこかに書いていただいていたんですね。

○事務局 小山

特別な維持管理のところの、6ページの真ん中のところですね。

○高田知紀部会長

6ページの真ん中ですね。ああ、そうですね。

○事務局 小山

特別な維持管理。

○高田知紀部会長

ああ、そうですね。

○事務局 小山

用途変更に伴う樹木伐採等につきましては、この特別な維持管理というところでやっていくということでございます。

○高田知紀部会長

嶽山委員、お願いします。

○嶽山洋志副部会長

結構重要な話かなと僕は思っているんですけども、管理運営協議会って、ほかの公園でもあったりとかするんですね。見ていると、結構、今年こういうことをやります、年末にこういうことをやりました、年度末にこういうことをやりましたみたいな報告会をやって、普通に終わっていくみたいなことがあったりするんですけども、僕が、管理運営協議会で一番大事なあというふうに思っているのは、やっぱりその公園のあり方、まさに今議論しているような、これからどうしていくんだろうかみたいな、5年ぐらい先の明石公園のあり方みたいなことをどう考えていくかというふうなところの議論が協議会でできると、ほんとすごいというふうに思うし、ほかの公園ではできていないなというふうなところだったりするんですけども、そこをぜひやっていきたい。

その、まさにおっしゃったようなことが実現されていくと、非常にいいなあというふうに思っているところです。

未来を語るとなると、やっぱりコンセプト、単に樹木がどうだという話だけではなくて、公園、じゃあこれから5年間、どういうところに力を入れていくのか、例えば、子育てに力を入れていくということに5年ぐらいだったら、ちょっとプログラム3倍ぐらいに増やそうとか、そういう話になってくると、公園の樹木の活用のあり方みたいなことも、もっと面的に広がってくる可能性もあったりとかするし、とか、なんかその、単に樹木だけの話ではなくなってくるので、そういう議論がまさに協議会でできると非常にいいと思います。

県の方々を前にして、あれですけども、市民の方たちを中心にできたりすると、すごくいいんじゃないかなというふうには思っています。

○高田知紀部会長

既存の協議会のあり方というところも大事なんですけど、明石公園ならではの、やっぱり未来を目指すような、そういう対話の場が必要だなというのは私も思っているところです。

そういう協議の場、対話の場というのを、どうですか、もうこれからその中身を、今、嶽山委員がおっしゃったみたいに、どういうコンセプトで、どういう体制で、もうちょっと先になるかもしれないですけど、どれぐらいの頻度で、どの場所でやるかというようなことも、デザインの検討も進めていくほうがいいですかね。

多分、それと、これからの明石公園のあり方がすごくリンクしていくので、この場をデザインして、早めにつくって、そこで議論したことを実行していく、その検討も今後の予定の中でちょっと入れてもらうといいのかなと私も思いました。

その辺りについてもいかがでしょうか。

村上委員、お願いします。

○村上裕道委員

イメージとしてですね、この明石公園をどういうふうにしていこうかなという話をね、常にしている場所が欲しいんですよ。今の樹木の話もそうだし、そして史跡の話もそうだしということで、それぞれのユニットごとには話をしているんですけども、そのユニットが集まって、どうしようという総合的な話の場というのがない。で、それを受けて、どうしていきましょうという行政側の動き方がなかなか難しい状態に今なっているんだろうと思うんですよ。

そうすると、今、将来、この明石城の公園というのをどう持っていけばいいかなというときに、多分、時代とともに、ある意味、機能も少しずつ変わっていったりするはずなので、強弱をどうしようかという話なんかもできるような場があればいいということになってくるんだと思います。

ただし、そのときに、植物側から見ると、希少種で、これだけは絶対触ったら駄目だとか何だという話は、必ずどの分野でも持っていますので、その部分の尊重をして、その周りだけでどうやっていけるかというデザインを考える場があれば、こういう話にならないし、伐採した後は必ずもう1回植え直すというのが必ずあるはずなんだけど、その植え直しの仕方をどないするんだというのがまた議論としてないということが悲惨な話になっているはずなんで、そういうことを考える場というのがやっぱり要る。

大切な空間をもらっている我々としては、どう未来に対して責任を持っていこうかという話になるんだというふうに思いますので、その場をほんとに検討していただきたいと思います。

○高田知紀部会長

その辺りはいかがでしょうか。

例えば、定例で、常に、この日、この時間、ここで明石公園について議論しているとか、いろいろなやり方があると思うんですけども、今、村上委員がおっしゃったみたいに、明石公園のあり方を常に対話するような場を検討してほしいということですが、その辺りは、これからのことでしょうか。

あと、どこがそれを運営していくのか。このあり方検討会の延長線上で県の公園緑地課が音頭を取るのか、それとも、今既に活動されている小林委員とか、そういう市民団体が逆に県とか市を呼んでやっていくのか、それとも、みんなで同じ目線で、ちょっと、そういう協働のネットワーク組織みたいなものをつくるのか、そういうことをちょっともう議論は進めていってもいいかなと思うんですけど、そこは、事務局として、これからここで意見が出たらというスタイルになってきますかね、どうしても。

○事務局 小山

そうですね、御議論をいただきながらですね、どういうメンバーにするか、どういう体制、どういう運営をするかということについて御議論いただきたいというふうに考えております。

ちなみにですね、現在、管理運営協議会があるところにつきましては、全て事務局は指定管理者が行っております。多分それがですね、一番やりやすい、事務局としてですよ。やるに当たっては、指定管理者がやるのが一番やりやすい方法かなあとは思いますが、しかし、これは別に強制するわけでもありませんし、皆さんで御議論いただけたらというふうに考えております。

○高田知紀部会長

その辺りも、このあり方検討会の明石公園部会でそれを議論するのか、それとも、また別のね、みんなで対話する場のデザインを別途議論していくのかというのは、ちょっと、これから、スケジュールの中にも組み込んでいただきたいなというふうに思います。

ほかいかがでしょうか。

溝渕委員、お願いいたします。

○溝渕真史委員

失礼します。

ゾーニング図のイメージをちょっと見させてもらおうと、ゾーニングⅠ、Ⅱを合わせてゾーニングという形になっていて、これは全体会の中でこういう分類が示されているんですけども、明石公園で特有的なものをつくっていくときに、例えば、みどりゾーンの保護ゾーンとか、希少種等がいるような森とか林とかというのは、ある程度のところは分かっている部分はあるのかなというところがあるんですけども、そういうところのゾーニングのたたき案といいますか、そういうたたき案みたいなものは、どのように考えておられるのか。事務

局のほうでたたき台をつくることになるのでしょうか。その辺のゾーニングの進め方を。

○高田知紀部会長

具体的な、ゾーンをどういうふうに、ゾーニングというか、作業をしていくのかということですね。

○溝渕真史委員

そうですね。

○高田知紀部会長

その辺はいかがでしょうか、事務局、進め方について。

○事務局 小山

私どもも、例えば施設ははっきりしているので、ばちっと置けます。しかしながら、希少種であるとかですね、これも、小林先生なんかがよくずうっと歩かれていますので、あれなんですけれども、我々なんかの知らないところも含めてですね、よく御存じです。そういったところを教えていただきながらですね、我々のほうでプロットしていくという作業を今後していくつもりでございます。

この後、ヒアリングも行いますので、一般の方からですね、その中でもそういったお話が出てくるかと思っておりますので、そういったところについてはプロットしていきたいと思っています。

○嶽山洋志副部会長

ヒアリングの中で、明石高校の学生さんとか来られるんですかね、ちょっと分からないんですけども、この前、小林先生とか丸谷先生の勉強会にちょっと出させていただいて分かったんですけど、明石高校の学生さんがゾーニングを考えたみたいなことを言っていたりとかしていましたので、ちょっとそれも参考にしてみたらいいんじゃないかなというふうに思いました。

○高田知紀部会長

ゾーンを決めていくとき、これも私からちょっと提案なんですけど、やっぱり、それぞれ見ている視点がやっぱり違うので、今暑いんですけど、ちょっと涼しくなったら、1回現地でみんなで公園を見ながら議論する機会をぜひつくっていただきたいなど。

そこで、やっぱ、今まで自分は例えば樹木ばかり見ていたけど、石垣がこうなっているんだとか、お城ばかり見ていたけど、ここにこんな植物があるんだということを、現地で、いろんな視点を持った人が一緒に歩くことによって共有できて、で、それぞれの場所の価値、

新しい価値というのが見出される機会になると思うので、ぜひ現地でね、議論する機会もつくっていただきたいなとお願いしたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。まだちょっと時間がありますけど、発言いただいていない方は、高橋委員、どうぞ。

○高橋啓介委員

すいません。細かい話になるんですが、具体的な話は今後協議という形、検討していくという形になるかとは思いますが、先ほど、協議の場というところでお話があったかと思うんですけど、6ページの合意形成のルール設定で、管理運営協議会等への報告ということになっているんですけども、どういう具合になるか、あれですけども、合意形成を図っていくことになる特別な維持管理等々、これは報告ではなくて、協議という形で進めていくことになるんじゃないのかなあとと思いますのと、すいません、最後の7ページの方の、これも説明があったかもわからないんですが、情報発信のルール設定という形でありますけど、ホームページによる情報発信やSNSによる情報発信ということで、すいません、説明があったかもわからないんですけど、情報発信をするだけでなく、意見の聴取もセットでということ考えておいてよろしいのでしょうか。

○高田知紀部会長

事務局、お願いします。

○事務局 小山

ちょっと表現ぶりが悪いのかもしれませんがね。当然、我々、ふだんから情報発信をしておりますけども、いろいろな御意見をいただくことがございますし、現場のほうにもいろんな御意見も寄せられてございます。我々、そういったことに1つずつ謙虚に耳を澄まし対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○高田知紀部会長

ありがとうございます。

何か、事前報告というと、もうこれでやりますよと前もって言うというイメージだけど、そうじゃなくて、互いに意見交換しながら決めてやっていくというニュアンスが分かるような表を、明石公園の部会のオリジナルで考えていけばよいかと思います。事前報告でなくて、日常的な対話とか、いろんな言葉があるかと思しますので、ちょっとそこは明石公園でアレンジして、この表を考えていけたらと思います。

ほかはいかがでしょうか。

上町委員、お願ひいたします。どんなことでも結構です。

○上町あずさ委員

全体的な計画の話ですとか、個別の対応とかの話ではなく、ちょっと中間的な部分なんですけれども、ゾーン分けで、施設の周辺はちょっと高度に管理するというか、施設の保護をしていくということなんですけれども、で、今回、石垣の場合、5メートルか2メートルかみたいなこともあったと思うんですけど、施設に支障がある樹木について判断をするときに、樹木の樹種はやっぱり検討しないとイケないかなあと思っているんですけど。

桜、ソメイヨシノなんかは、石垣が近くても大丈夫だろうという話もありましたけれども、そういったときに、1つ1つの樹木のこと、個々の樹木を検討するというのもありますし、何か、樹種ごとに、これぐらいだったら大丈夫だろうみたいな目安みたいなのがつくれたら、事前の検討のときに楽になるといいですか、個々の樹木を全部、一斉に切るのでもなく、個々全部を検討するのでもなく、何か、基準づくりみたいなのができたらいいかなと思うんですが。

そもそも、こういう史跡で、こんなに木が大きくなってきているというのも、ほんとに全国的な問題だと思いますし、こういう、樹木を切らなくなった時代になって、こういう事態になっているのが初めてというか、戦争があったり、樹木をすごく高度に利用していた時代が終わって、初めての事態なので、なかなか難しい問題ではあると思うんですけど、なにかそんなことも、今回の3月までだと間に合わないと思うんですけど、もっと時間をかけて、そういった基準づくりができればいいのではないかなと思いました。

それと、あと、もう1つなんですけど、ゾーン分けの利用ゾーンですね。利用ゾーンのところで、資料ですと、触れ合えるレクリエーションのスペースを確保するということが管理していくという目標があるんですけど、それも大事ですし、あと、やっぱり、安全性とあります。木がたくさんあるのも大事なんですけど、やはりこう死角になってしまうとか、そういった問題もあると思うので、安全性確保の見地からも、樹木の管理、剪定するですとか、ということも考えていく必要はあるかなと思いました。

以上です。

○高田知紀部会長

ありがとうございます。

基準のことを上町委員に言っていただきました。対話しながらやるんだったら、ある程度の目安というかですね、参考にできるようなガイドラインのようなものがあつたら、より、これからの管理に生かせるんじゃないかということで、これは、今年度つくるというよりも、みんなで作っていく議論になろうかと思うんですが、そういうことも視野に入れてほしいということと、あと、生態系とか景観のことは議論されていますけども、防犯とかセキュリティとか安全性の観点からも、樹木をどう管理していくのかという視点は、公園、みんないろんな人が使うので、重要じゃないかという御指摘でした。

樹種は、ほんとにね、この木だったらどういう特性かというのはすごく重要なんで、木と

一くくりにするんじゃなくて、種類ごとに管理の仕方も考えていく、そういう意味でも、ほんと、ガイドラインとか基準みたいなものをみんなで共有しておくというのは私もとても重要ななと思いました。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。発言いただいている方。

小林委員、どうぞ。

○小林禧樹委員

樹木ということで今日は議論してきていますけども。で、その中で、ちょっと樹木に関係はしていないんだけども、1つだけ。

皆さん、明石公園を歩いている方はもう既に御存じだと思いますけれども、1つ上の台です、一番上のお城のライン、そこの380mくらい小道があって、非常に、哲学の道ではないけども、ほんとに遊歩道を歩く小道という形で利用して、私も一番大好きな場所でもあるし、それから、実は、ものすごく植物が豊富なところなんです。明石公園の中でも、先ほどの、希少種がいるとか、保護ゾーンという話が出てきましたけども、池の周りも、あるところもあるけれども、森の中ではそれほどなくて、実は、城跡に沿った草地みたいな開けたところ、そこに、非常に希少種というか、希少な植物があって、自然も残っている。

それがですね、この5月ぐらいか6月ぐらいからライトアップを既にやっていますよね。その装置をつくったがために、ものすごい、100メートルぐらいにわたって、ケーブルを見えないようにするというので、こういうふうなコンクリートのブロックでずうっと、もう見られている方は見られていると思うんですけども、お城の城跡の非常に優れた景観から見たらね、それを完全に壊す完全な異物と私には思えるし、見てがっかりしたんですよ。それは7月ぐらいです、つくってたのは。

だから、ここを歩いている市民の方も、私の知っている人に聞いたら、あれ、ひどいよねと。多くの方がそれは感じていると思います。

1回、県の方もね、1回見てほしいです、実際に。ライトアップして、非常に華やかなことの陰で、そういう自然環境を壊しちゃっているわけですよ。明らかに壊している。だからね、それは、そういうものとは相入れないものだというふうに私は思っているし、それをさらに、ホームページによると、380メートルに延ばすと言っていますからね。そんな工事をずうっとするのかと。それは許されないことかと私は思っています。

で、今ある、すごいコンクリートのブロックにしてもね、むき出しの状態じゃなくて、地下に埋めるとか、そういうことが必要じゃないかと私は思っていますので、それは問題提起として最後に述べさせてもらいます。

○高田知紀部会長

今、小林委員の御指摘の場所は県のほうも把握はしているんですね。

○事務局 西谷

はい。

○高田知紀部会長

何かコメントがあったら。

○事務局 小山

ちなみに、これ以上ですね、延ばすということはございませんので、今で、もう、これでセットです。

○小林禧樹委員

ホームページには、380メートルに延ばしたいと書いてました。

○事務局 小山

延ばしたですよ。

○小林禧樹委員

えっ。

○事務局 小山

延ばしたですよ。

○小林禧樹委員

いや、今は100メートルぐらいしかやっていませんよ、下のほうで。

○事務局 平田

工事自体は終わっております。

○小林禧樹委員

いや、あれでライトアップして、届くんですか、光が。

○事務局 平田

はい。380メートルの区間、点灯させています。

○小林禧樹委員

光だから、あそこの工事だけで届いているということですか。

○事務局 平田

はい。終わっております。

○高田知紀部会長

工事自体は終わっているけれども、今もうできちゃっているものが、ちょっと公園の中の。

○小林禧樹委員

あれは完全に異物ですよ。

○高田知紀部会長

景観を損なっているという意見もあるので、そういう点も含めて、ちょっと私が提案したように、現地を見て、これはなというふうにみんなで共有できたら、ちょっとそれの。

○小林禧樹委員

1回見てください。見ていない人は見てくださいよ。

○高田知紀部会長

対策の起こし方を。

○小林禧樹委員

あれは、自然に親しんでいる人から見たら、全く許されない。

○高田知紀部会長

考えていくということになりますと思います。

○小林禧樹委員

それは検討していただきたいと思います。

○高田知紀部会長

はい。その工作物の景観との調和の話ですね、そういうことも、これからちゃんと現地を見て考えていくということで。

ちょっと、すいません、時間が大分迫ってききましたけども。

岡田委員、河本委員、檜原委員は発言いただけていないですけど、今のところでコメントとか御意見ございましたら。

岡田委員、お願いします。

○岡田十一委員

今回の自然環境で主に話がされているのは樹木が中心やと思うんですが、そこは、いろんな話の中で、外来種。私は、最初は、樹木の外来種という気がしとったんですけども、議論の中では、何か、草花まで入ってくるということなんです、実際、草花になると相当労力がかかる。でも、現実には、風で飛んでくるようなものなので、排除できないと思うんですね。

ですから、その視点を、もし草木、そういうセイヨウタンポポとか、そういうものについて、日本固有のものがあれば、その分を保護するというようにしないと、入ってくるのを排除するのは現実には難しいと思うんで、ちょっとその辺、今回は樹木でいくのか、そういう雑草のようなものを含むのかということは、ちょっと切り分けといたほうがいいのかなあと思います。

以上です。

○高田知紀部会長

ありがとうございました。

嶽山委員、なにか。

○嶽山洋志副部会長

すいません、僕の指摘かもしれませんが、草本類の中で、シダ類ですかね、希少種があるという話があるので、その辺りの保全の話というのは1つ大事なところかなというのと。

で、自分の発言を撤回しますけれども、言うてて、あっ、これまずいなと思いながら、さっき、どこかで言わなあかんと思ったのが草刈り、これ無理やなあということで、それをちゃんとコントロールして、ホームページにちゃんと報告してみたいなことは、ちょっとやっぱり無理やなあみたいなのを思うので、すいません、それは撤回ということにさせていただきます。

希少な草本類とかシダ類とかの部分だけを考えるというふうなところにとどめさせていただきますというふうに思います。すいません。

○上町あずさ委員

でも、今、樹木がなくて、草地になっているところは、草だけじゃなくて、木本類の種子も飛んでくるので、それを刈らないと、それがまた木になってきて問題になってしまうので、やっぱり草刈りも要るとは思うんですね。

なので、やっぱり、エリアをしっかりと見極めて、希少種のあるエリアは注意深く、この種は切らないようにするとかというので、管理、区分けをする必要があつて、やっぱり草刈りは必要だとは思っています。

○高田知紀部会長

ありがとうございます。

河本委員、樫原委員、なにかコメントございましたら。

○河本裕之委員

失礼します。

高校野球連盟です。いつも使わせていただいております、いい球場だなあとということで、まず感謝させていただきたいと思います。

実は、私は兵庫県の出身ではございません。他県の出身、鳥取県の出身で、大学も東京です。

他県におりますと、明石というのは、兵庫県でとても有名なまちです。東京にしまして、神戸はみんな知っています。姫路も知っています。お城のまちですね。知っています。次に出てくるのは明石です。お魚がおいしいですね。子午線のまちですね。海峡のまちですね。次に出て来るのが野球のまちですね。

他県、東京の人からは、西宮はどこ、加古川は知らんわと。あっ、ごめんなさい。今のはなしで。神戸、姫路の次に知っているのは明石です。

明石球場あるいは明石公園というのは、兵庫県が他県に向けて発信する、とても大きな財産になってくる、コンテンツになってくるものだと思っています。

このたびの、例えば野球場のいろいろな耐震のことがございました。私は東京にもたくさん友達がおりまして、明石に住んでいると、先ほどのようないろんな話題になるんですが、野球のまちというイメージがあって、兵庫県の高校野球は明石で決勝をやっている。高校野球の決勝は、大抵、決勝のニュースが、ほかの県でもNHKニュースになりますので、あれは明石球場だよ、あそこで俺は仕事をしているんだよと。

そうすると、他県の友達が来たときに、あの森の中に球場があるのか、いいねえ。甲子園球場とか、ほっともっと球場とは違って、森の中に球場がある、これはいいねえというふうに言われます。

ですから、みどりを守るといことと、それから、もちろん野球場も守ってほしいのですが、文化施設としてのお城、それからスポーツ施設、こういったものをバランスよく残していくということが、これが、兵庫県が他県にアピールしていく、非常に大きなコンテンツになるのかなというのは先ほども申し上げました。

これは、こういう会議でいろんな意見を持っていただいて、情報発信のところでも、こういったこと、工事はどうなっているのかと他県からもいろいろ聞かれます。明石で野球ができなくなるというのは本当か、とか、結構いろんなデマが他県には飛んでいます。崩落したというようなうわさまで飛んでいるようです。いや、そんなことはないよと、いうようなことと言っているんですが、ぜひ、この明石球場あるいは明石公園というものを、これから先

も、兵庫県が誇るコンテンツとして残していただきたいなあと思っております。
以上です。

○高田知紀部会長

ありがとうございます。
榎原委員、いかがでしょうか。

○榎原一法委員

観光協会の榎原です。

観光客、市外、県外を含めまして、その声としまして、やっぱり、石垣、南面の380メートルを見たときは、すごい喜びの声もありました。

ただ、日が追うに従って、やっぱり、自然環境とともに共存したいという声もすごい広がりました。日影が減ったという声もすごい多かったです。

で、外から見たら、すごい石垣が美しい、でも、行ったら、すごい寂しいという、これがすごく印象に残ってしまっていて、これは非常にやり方が難しいとは思いますが、切り株だらけやと、その声がすごい多かったですね。

だから、外から見たらすごい美しい、カッコいい、でも、行ってみると、特に上のほう、櫓のほうへ上がっていくと切り株がいっぱいなんですね。まあ、切り株が見えると言う方もおられるんですけど、大部分の方は、あの切り株だらけが寂しい、かわいそうという声がすごい多かったですよ。

だから、今後、将来のことを考えていくのはもちろんですけど、今ある明石公園のああいふ伐採した跡ですね、あの辺というのをもう少し、根っこを抜くのは非常に難しいのはよく分かっております。ただ、見せ方とか、その辺をもう少し含めたゾーニングを考えてもらいたいなどは思っています。

以上です。

○高田知紀部会長

ありがとうございました。

では、すいません、ちょっと時間が超過してしまっているんですが、議事(2)自然環境保全については、以上でよろしいでしょうか。

○委員 一同

はい。

(3) 公園利用者へのヒアリングについて

○高田知紀部会長

議事(3)は、ヒアリングの応募状況ということで、情報共有と、次回の報告というか、連絡になりますね。

事務局、お願いします。

○事務局 大喜多

[省略：資料4の説明]

○高田知紀部会長

ありがとうございます。

ヒアリングについて、質問とかはございますでしょうか。

進め方ですが、応募してくれている皆さん、たくさんの方が応募してくださって、ほんとにうれしいです。委員の皆さんとプレゼンテーションしてくれる皆さん、話をしてくれる皆さんと対話するような形の議論の場にしたいと思います。

また、自然環境保全についても、今、事務局から説明があったように、回数とか時間割はちょっと相談したいと思いますが、それは一任していただいてよろしいでしょうか。

○委員 一同

はい。

○高田知紀部会長

では、これで本日の議事が全て終了しましたが、村上委員、どうぞ。

○村上裕道委員

すいません。私の資料で誤解があったら困りますので、付け加えさせてください。

史跡明石城跡の石垣現況、2021年の0211現在と書いてあるところがございます。その2枚目のところですね、「経過観察中であるが、」と書いてありますが、これは、私が個人的にしているものがございますので、そこだけお間違いにならないようにしてください。

当時のことを知っている人間として、どういう立場になろうか、私としては、見ておかないとまずいと思って見ているだけでございますので、それだけ付け加えさせてください。

○高田知紀部会長

では、以上で本日の議事を終わりますが、重要な論点として、1つは検証です。明石公園の現状がどうなっていて、これからどうしていくのかというのを検証していくプロセスをみんなで一緒に組み立てていくというのがひとつ大事で、その先に、対話していく場を実際にデザインして、どういう対話の場をこれから実現していくのか、この議論ももう進めないといけないねという話だったと思います。

外来種の話とかですね、これからの管理運営も、予算が限られる中でですね、やっぱり、使っている方とかと連携しながら、使いながら管理していくというような、実行と連携の仕組みも、対話の場を通じて、どういうふうさらに拡大していくのかというところが重要なポイントとしてあったかと思えます。

あとは、最後に上町委員に言っていただいたように、これから新しく明石公園に関わる人も共有できるような、明石公園の使い方とか管理のところで、ガイドラインとか、目安になるような、そういうものも将来的にはつくっていく必要があるということで、論点がかなり多様にはなっているんですけども、これから重要な議論が、今日の第2回でできたと思えます。

また、これから、ヒアリングで、いろんな明石公園の価値とか視点が出てくると思うので、それをしっかりとこれからの明石公園のあり方に盛り込んでいくように、委員の皆さんや事務局とも、今日傍聴に来ていただいている皆さんとも一緒に考えていきたいと思えます。

では、事務局にお返しします。

3 閉会

○事務局 大喜多

部会長、それから委員の皆様、ありがとうございました。それではこれをもって閉会をさせていただきます。以下、連絡事項について皆様にご連絡申し上げますので、よろしくお願いたします。まず、会議資料につきましてですが、会議資料につきましては、公園緑地課のHPに、8月10日、明日ですけれども、明日を目途に公開の予定でございます。それから議事録についてでございます。まず1つ目ですが、動画については1週間を目途に公開予定でございます。2つ目、議事要旨でございますが、議事要旨につきましてはこちらも1週間を目途に公開予定で、委員の皆様、こちらにつきましては内容確認について協力をよろしくお願いたします。また、別途メールでご連絡させていただきます。3つ目、議事録でございますが、基本的にはですね、動画とかに基づいたものをこちらの方で起こして参ります。動画を公開することになっておりますので、一言一句ご発言の通り、基本的には掲載していきたいという形を取ります。決定的に何か間違いがありましたら、また、こちら事務局に言っていただければ、議事録の方は修正はいたしますので、また、お知らせください。それから次回開催のご連絡でございます。第3回、8月17日（水）でございますが、先ほどご案内申し上げましたように、10時～17時を一応予定しております。場所につきましては、明石市役所の議会棟2階の大会議室を予定しております。多くの皆様からお申し込みいただいたということ先ほど申し上げましたところでございますので、終日の開催という形になってしまいます。委員の皆様におかれましてはですね、ご都合上、終日日程は難しい場合があると思えますけれども、会議自体は終日とさせていただきます。それから昼食につきましては、委員の皆様の方はこちらの方でご用意させていただきますので、あらかじめちよっと情報提供させていただきます。

本日の資料につきましては、皆様お手元にごございますけれども、ご希望でありましたら、ご自宅とかご連絡先の方にご郵送させていただきますので、机の上に置いていただきまして、付箋に名前をお書きいただければ、こちらの方でまた、改めてご郵送させていただきます。

最後になりますが、記者会見のご案内でございます。委員の皆様にはこちらの部屋です。ね、記者会見を第1回と同じような形でさせていただければと思っております。ちょっとレイアウトを変更するために机をですね、委員の皆様の机を移動させていただこうかなと思っておりますので、また、ご協力をお願いいたします。連絡沢山になりましたが以上でございます。何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。もし何かございましたら、また、こちらの方までお声掛けください。本日は大変長きにわたりありがとうございました。